

議会議案第一号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

令和六年十二月十九日

石川県議会議長 善田善彦 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	佐	谷	一	横	安	米	紐	作	焼
裕	藤	内	川	山	居	澤	野	野	田
一	正	律	政	隆	知	賢	義	広	宏
郎	幸	夫	之	也	世	司	昭	昭	明

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「決めて」を「定めて」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十五条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十五条の二第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の調製は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らか

にする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第二号

石川県議会議規則の一部を改正する規則について

石川県議会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

令和六年十二月十九日

石川県議会議長 善田善彦 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	谷	一	横	安	米	紐	作	焼
裕	内	川	山	居	澤	野	野	田
一	律	政	隆	知	賢	義	広	宏
郎	夫	之	也	世	司	昭	昭	明

石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会会議規則（平成三年石川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二条」を「第百二条の二」に改め、「第百二十二条」の下に「―第百二十四条」を加える。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第十条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、これについて議員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第三十二条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十七条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第十二章中第二百二条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第二百二条の二 法第二百二十七条第三項において準用する法第一百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第二百四条中「外とう、えり巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要なと認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第十八章中第二百二条を第二百二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第二百二十二条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその

通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限り、この規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十一条、第四十一条第三項、第九十二条第一項、第九十三条第一項及び第百十七条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをい

う。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第

五項までにおいて同じ。」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十三条 この規則の規定（第二十九条第一項（第八十六条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第三号

石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則について

石川県議会会議規則第十五条第一項の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

令和六年十二月十九日

石川県議会議長 善 田 善 彦 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
川	佐	谷	一	横	安	米	紐	作	焼
裕	藤	内	川	山	居	澤	野	野	田
一	正	律	政	隆	知	賢	義	広	宏
郎	幸	夫	之	也	世	司	昭	昭	明

石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則

石川県議会傍聴規則（昭和三十五年石川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十一条第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第五号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改め、同条第四項を削る。

第十二条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十二条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。